HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	片野鴨池の進駐軍銃猟事件と村田安太郎
Author(s)	桜井, 忠良; 敷田, 麻実; 曺, 喜郁
Citation	江淳の久爾, 50, 61-73
Issue Date	2005
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/38385
Type	journal article
File Information	shikida-408.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

片野鴨池の進駐軍銃猟事件と村田安太郎

桜井　忠良・敷田　麻実・曺　喜郁

一　はじめに

石川県加賀市片野町に位置する片野鴨池（以下「鴨池」という）は、冬季にカモやガンなど約五、〇〇〇羽の水鳥が飛来する低湿地である。湿地は豊富な植物群落に被われているほか、周囲の里山を含めた地域全体は貴重な生態系である。実際、鴨池は一九六九年に石川県天然記念物の指定を受け、一九九三年には越前加賀海岸国定公園第一種特別地域、国設片野鴨池鳥獣保護区特別保護地区に指定され、さらに同年六月にはラムサール条約の登録湿地として認定されている（大畑ほか　一九九八）。

鴨池は江戸時代初期から、夏は水田として、冬は水田に水を張ることで水鳥の飛来地として利用されてきた。鴨池に飛来する水鳥は狩猟の対象となり、一六〇〇年代末から坂網猟による狩猟が続けられている。同時に、坂網猟師は猟を行うために猟場である周辺の里山の草刈りや樹木の刈り込みなど里山の手入れを行ってきた。そのことが、結果的に里山の管理につながってきた。

このように保全と利用、すなわち「管理」が坂網猟の開始とともに三〇〇年以上にわたって続けられてきた鴨池は、生態系管理と言われる分野でも特別な事例である。そこには様々な試練を乗り越えてきた積極的なかかわりや工夫の歴史があったと見るべきではなかろうか。例えば、外部からの開発圧力をどう解決するかなどは、鴨池以外の生態系管理でもよく直面する課題である。日常的な生態系管理の努力に加え、こうした外部からの介入にどう応えてゆくかも重要な点であろう。鴨池にかかわってきた関係者は、こうした外部からの介入にも毅然としていたようで、戦前には金沢第九師団による鴨池周辺での発火演習の中止を求める嘆願なども行っていた（牧野　一九九四）（注一）。また、一九四八年から翌年にかけて米第八軍司令官ウォーカー中将らが鴨池のガンやカモを銃で撃つという事件が起きたが、敗戦直後であるにもかかわらず、大聖寺捕鴨猟区協同組合（以下「捕鴨組合」という）の当時の理事長（組合長）村田安太郎氏の交渉によって進駐軍（以下、当時の占領軍の総称として一般的に表現する際には通称の「進駐軍」を用いた。また、場合によっては「連合国軍」と表記した）による銃猟はその後停止されたと言われている（牧野　一九九四、見附　一九九五、片野鴨池坂網

猟保存会　二〇〇一）。

進駐軍による銃猟事件（以下「銃猟事件」という）は、伝統的な坂網猟を唯一の狩猟法として地域住民と野鳥が共存してきた鴨池の歴史のなかで、銃が公然と使用された唯一の事態であったにもかかわらず、文献が乏しく、十分な先行研究もなかった。

鴨池において地域の人々と野鳥（自然環境）との共生、あるいは地域の人々による自然環境の賢明な利用が今日まで受け継がれてきたのは、多くの先人の努力があったからである（敷田ほか　二〇〇三）。村田安太郎氏を中心とする捕鴨組合のこのような努力は生態系管理の視点からも、また地域文化・歴史の点からも正確に記録されねばならないだろう。

本報告では、この銃猟事件について新たな資料の発掘と関係者の聞き取り調査を改めて行い、その解明を試みた。以下、主に国立国会図書館所蔵のGHQ/SCAP文書（以下「GHQ文書」という）（注二）および本調査で新たに確認した資料から報告したい。

なお、本報告は鴨池観察館友の会・ラムサール10（片野鴨池総合研究会）会員桜井忠良、金沢工業大学情報フロンティア学部敷田麻実・同敷田研究室学生、朝日新聞金沢支局（二〇〇四年四月から大阪本社）記者吉喜郁の協働調査として、二〇〇三年から取り組んだ。調査は、文部科学省の「生涯学習まちづくりモデル支援事業」および加賀市の「自然推移調査事業（緊急雇用事業）」の支援を受けた。調査にあたって、捕鴨組合の組合員や加賀市片野町・下福田町住民、村田安太郎氏の遺族ら多くの関係者の貴重な証言を得た。また、片野鴨池坂網猟保存会会長中村元風氏ら各位の協力と励ましを得たことをここに記して深く謝意を表わす。

二　銃猟事件の全体像と村田安太郎

（一）村田安太郎の自筆メモ

銃猟事件当時の捕鴨組合長は村田安太郎氏（以下敬称略）であった。当時の大聖寺町の助役を長く務めた後、一九四六（昭和二一）年に捕鴨組合長に就任し、一九五七（昭和三二）年に亡くなる直前まで組合長を務めた。銃猟事件では村田安太郎が連合国軍最高司令官総司令部（以下「GHQ」という）の天然資源局に直訴するという手段で鴨池を守ったと関係者の間で伝えられてきた。

二〇〇三年九月の調査で、加賀市大聖寺の村田俊郎氏宅（村田安太郎の長男の家系）に所蔵されている村田安太郎の肖像写真の裏に自筆のメモがあることを確認した。文面は次の通りである。

「昭和二十二年二十三年猟期中進駐軍福井ニ屯スル大佐級ノ米軍人来場大池ニ於テ銃猟ス二十三年ハスウインク少将及ウオーカ中将来場銃猟ス二十四年ハ是カ完全ニ阻止スルニアラサレバ廃墟ノ外ナシ天然資源局ニ二回出張オーエルオースチン博士ニ懇請遂ニ目的ヲ達スル事ヲ得タリ

陽気発処金鉄亦透
誠心一到何事不成」

右記、オーエルオースチン博士とあるのは米国の著名な鳥類研究者O・L・オースチン博士（以下「オースチン博士」という）である。博士は一九四六（昭和二一）年九月に来日し、一九五一（昭和二六）年五月までGHQ天然資源局野生生物課長を務めた。また

「スウインク少将」は米第八軍第一軍団長スイング少将を指すとみられる。このメモから、銃猟事件はほぼ表①のような展開をたどったことが読み取れる。

表① 村田安太郎の自筆メモから推定される内容

段階	内容
第一段階	一九四七（昭和二二）年、一九四八（昭和二三）年の各猟期中、福井に駐屯する進駐軍の大佐級の米軍人が大池（片野鴨池）に来て銃猟を行った。
第二段階	一九四八（昭和二三）年の猟期中にはスイング少将とウォーカー中将が訪れ、銃猟を行った。
第三段階	一九四九（昭和二四）年の猟期中に、もし銃猟を完全に阻止することができなければ鴨池は廃墟と化すほかないとして、安太郎らは危機感を募らせた。
第四段階	村田安太郎がGHQ天然資源局に二回出張、オースチン博士に直訴、懇請し、遂にその目的を達することができた。

ここで、メモにある「二十四年ハ是カ完全ニ阻止スルニアラサレバ」との仮定の表現から、このメモは一九四九（昭和二四）年の狩猟シーズン開始前後に書かれたと推定でき、GHQに対する直訴の時期も一九四九（昭和二四）年の猟期中と推測できる。また、このメモから村田安太郎が「二回出張」していることが判明した。注目すべき事実の一つである。

当該写真は村田家で大切に保管されてきた。今回の調査の際に、家族が写真を額から取り出し、裏面の自筆メモに初めて気づいた。村田安太郎の孫にあたる村田俊郎・佳栄子夫妻が村田安太郎本人の筆跡であることを確認した。メモの最後の二行は「朱子語類」から取っており、銃猟による鴨池の荒廃をぎりぎりで回避した村田安太郎の率直な心情を吐露している（注三）。

また、加賀市松が丘の村田有司氏宅（村田安太郎の二男の家系にあたる）には、村田安太郎の写真多数が保存されていた。こうした写真が撮られたのは第二次大戦の前後であり、カメラが市民に十分普及していない時期だが、村田安太郎の二男豊氏が写真館を営んでいたことから、比較的多数の写真が撮影できたと考えられる。

上記の自筆メモが裏書きされた村田安太郎の写真は村田豊氏（写真家としての号は「豊穂」）が撮影したもので、一方、村田有司氏宅の同じ構図の写真裏には「第三回北国サロン入選　画題猟装（江沼郡黒埼村片野鴨池ニテ藩政時代ヨリノ装）　石川県江沼郡大聖寺町字京町　村田豊穂」のメモが認められた。第三回北国サロンが開催されたのは一九四九（昭和二四）年であり、銃猟事件の収拾に奔走した時期の撮影である。また村田安太郎の葬儀の際、この写真が遺影として祭壇に飾られたと村田有司氏は述べている。

（二）進駐軍による銃猟の詳細な記録

この銃猟事件に関する文献資料は地元には極めて乏しく、同事件の特定を困難にしている。また銃猟事件を直接見聞した坂網猟関係者が死亡または高齢に達しており、関係者の証言から銃猟事件を特定することもかなり困難な状況である。そこで日本側資料ではなく、連合国側の記録からこの銃猟事件の特定を試みた。幸い前述したGHQ文書が国立国会図書館に残されており、今回の調査期間中に該当資料を見いだすことができた。ただし、当該文書は主にオリジナル文書のカーボンコピーから作成されたマイクロフィッシュであり、不鮮明な部分が多いため、全文解読には至っていない。

まず、鴨池で進駐軍関係者が行った銃猟の詳細を記録したGHQ文書から紹介したい。それは「A RECORD OF HUNTING IN THE DUCK POND(鴨池における狩猟記録)」と題した文書で、進駐軍による銃猟が行われた日を明記している。全文(著者らが和訳したもの)を引用する。

一、一九四八年一一月一一日
連合国軍将校と思われる二人と他の二人が午前八時三〇分ごろにやって来て、午後一時二〇分に立ち去った。
捕獲された鳥　ガン一羽、カモ九羽

二、一九四八年一二月二一日
スイング将軍他八人が午前五時に三台のジープで来て、日暮れまで狩猟を行った。
我々は彼らの来訪を前もって福井軍政部から知らされていた。
捕獲された鳥　ガン一六羽、カモ少なくとも九羽、多分それ以上。我々は、それがどれほどの数だったかを正確に知り得ない。

三、一九四九年一月一〇日
ウォーカー将軍他九人が午前五時に来て、日暮れまで狩猟した。
捕獲された鳥　ガン四羽、カモ七羽

四、一九四九年一月一八日
エレバント氏(?)他二人が池を訪ねて来た。彼らはさして高位の人物のようには見えなかった。彼らは、彼らの指揮官が次の日来ることを我々に告げた。彼らは鴨がどれぐらい集まっているかを見に来たようだ。
三人が翌日やって来て、二羽のカモを獲った。

五、一九四九年二月六日と一三日
連合国軍将校らが池の近くにやって来た。しかし、鴨が少なく、彼らは手ぶらで帰った。

六、一九四九年二月二〇日
最初に来た軍人たちの首席将校が来たようだった。しかし彼は何もしなかった。

七、一九四九年二月二四日～三月一日
我々はウォーカー将軍が来ることを知らされた。
鴨池の傍らを通り大聖寺町や橋立村片野周辺に至る幹線道路の通行が二月二四日から三月一日まで、地方や国の警察官による厳しい警戒のもとで停止された。すべての人々は鴨池とその周辺に立ち入ることを厳しく禁止された。この通行規制は池に鴨を呼び戻すことを狙ったものである。

八、一九四九年二月二八日
ウォーカー将軍他八人が池を訪れ、終日、狩猟を行った。
捕獲された鳥　ガン四羽、我々は森の中に落ち、回収されなかった二羽についても告げられた。カモ三羽、彼らは勝手次第に撃ったが、それらを森の中に置き去りにした。

敬具
村田安太郎
捕鴨組合長

この文書は、銃猟の行われた年月日と時間帯のほか一行の人数と将官名、さらに「捕獲された鳥(Birds taken)」を「ガン(Goose)」と「カモ(Duck)」に区別し、それぞれの数量を明示して

いる。この記録から明らかになることを表②に示した。文書には捕鴨組合長村田安太郎の署名があるので、この記録の出典は捕鴨組合による組織的な調査だと思われるが、捕獲数など詳細な事実関係をどのように把握したのかは不明である。

表② 鴨池における狩猟記録の主な内容

	内容
一	進駐軍が最初に鴨池に来て狩猟を行ったのは一九四八(昭和二三)年一一月一一日である。
二	一九四八(昭和二三)年一二月二一日に米第八軍第一軍団司令官スイング少将が狩猟した。来訪は事前に福井軍政部から知らされた。
三	米第八軍司令官ウォーカー中将が一九四九(昭和二四)年一月一〇日と二月二八日の二回、鴨池で狩猟を行った。
四	ウォーカー中将の二回目の来訪に際しては、鴨池周辺一帯で四日前から厳重な警戒態勢がとられた。
五	二月二八日の狩猟でウォーカー中将一行は勝手次第に銃撃し、撃ち落とした野鳥の多くを近くの森の中に置き去りにした。

(三) 村田安太郎のマッカーサー宛書簡

捕鴨組合長であった村田安太郎は、ウォーカー中将が最初に鴨池で狩猟した直後の一九四九(昭和二四)年一月一四日付で、連合国軍最高司令官マッカーサー元帥宛てに書簡を送っている。ATIS(連合国軍翻訳通訳部)によって英訳された書簡の要約がGHQ文書に残されていた。その全文(著者らが和訳したもの)は次の通りである。

村田安太郎からマッカーサー元帥に宛てた書簡の要約(連合国軍翻訳通訳部の英訳文)=国立国会図書館所蔵GHQ文書から

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
MILITARY INTELLIGENCE SECTION, GENERAL STAFF
ALLIED TRANSLATOR AND INTERPRETER SECTION

NOTE: Translation directed by Commander-in-Chief

Received ATIS: 18 Jan 49

DIGEST OF LETTER

TO: General MacARTHUR.

FROM: MURATA, Yasutaro
ISHIKAWA Ken, DAISHOJI Cho

14 Jan 49

The writer states that the vast area around Lake KAMODAMI in ISHIKAWA Ken was set aside as a wild life reservation by one of the feudal clans. By placing guards in strategic places and limiting the number of fowls allowed each hunter, this reservation has become a haven for ducks and wild life.

The hunters in this area refrain from using guns; they use the traditional method of catching the fowls with nets. By mutual agreement the duck hunters in this reservation limit their catch to less than the limit put on by the Government. The hunters sell these fowls to augment their income.

Since November last year numerous groups of Allied personnel have come to the reservation. With their guns they easily caught their limit, but the use of their guns have scared away the ducks, and since then less than half of the usual number of birds have come back to the lake. An appeal was made to the Commanding Officers of FUKUI and KANAZAWA Military Government requesting that hunting ducks with guns be stopped. The Commanding Officers decided that they were unable to do anything.

This decision has put a virtual stop to the XÓ-year-old traditional method of catching ducks with nets which is nationally known and in which the local people take much pride. The writer appreciates the attention given to this matter by the Commanding Officer; but since the expense for the care of the reservation is partially augmented by the sale of the wild game it has brought hardships on the keepers.

総司令官より指示された翻訳

一九四九年一月一八日受領

書簡の要約

マッカーサー将軍宛

村田安太郎

石川県大聖寺町

一九四九年一月一四日

申立て人は、石川県にある鴨溜め池(鴨池を指す)周辺の広い地域が藩政時代から野生生物の保護区に指定されてきたと述べて

いる。重要な場所に見張りを置き、猟師の捕獲数を制限することで、保護区は鴨と他の野生生物にとって恵まれた場所だった。

この地域の猟師たちは銃の使用を自粛し、網で野鳥を捕る伝統的な方法を用いている。鴨猟師たちはお互いの合意により、当局の定めた規制以下の捕獲数に抑えている。猟師は捕えた鴨を販売し、収入を増やしている。

昨年一一月以来、多くの連合国軍人がこの保護区に現れ、銃を使ってやすやすと規制以上の捕獲を行っている。しかし銃の使用は鴨を怯えさせ、池には通常の半数以下しか戻って来なくなった。福井と金沢の軍政部に銃猟をやめるよう求めた。軍政部長はそのようにすることを決定した。

この伝統的な鴨網猟は全国的に知られ、地域の人々の誇りでもあるのだが、この決定は三〇〇年続く鴨網猟にとって空虚なものにすぎなかった。

申立て人は軍政部長の配慮に感謝している。しかし、保護区の管理費は獲物の売却だけで補うには不十分だった。保護区の管理者である猟師たちの困窮が深まった。

猟師たちは元禄時代に始まった伝統的な狩猟法を続ける機会が与えられることを求めている。この申立て書は申立て人ほか一一人によって署名されている。

（申立て人は保護区の地図及び通知があれば上京、出頭する旨を書いた手紙を同封している。また、返信用の五円切手と鴨網猟法についての沿革も添えている）

村田安太郎はこの申立ての中で、連合国軍人による銃猟で鴨が怯えて散ってしまい、坂網猟師が困窮していることを訴え、マッカーサー元帥に直接、銃猟の停止を求めている。GHQに出頭する意思のあることを伝えた上で、返信用の五円切手を同封したのは村田安太郎の律儀さを示すと同時に、マッカーサー元帥に返答を迫る強い意志の現れとも受け取れる。また、村田安太郎以外にも一一人が署名していることに留意したい。当時の捕鴨組合の役員が連署したものであろう。

(四) 村田安太郎の直訴

この銃猟事件については、「当時の捕鴨組合長村田安太郎が銃猟停止を求めてGHQ天然資源局に直訴し、オースチン博士が訴えに理解を示した。その後、進駐軍の銃猟が禁止された」と地元関係者の間では伝えられてきた。今回の調査でこれを裏付ける資料がGHQ文書の中から見つかった。GHQ天然資源局長から米陸軍参謀総長に宛てた覚書である。この覚書は米軍の軍事郵便として、東京からワシントンに送られた。

他のGHQ文書と同様、文字が不鮮明で判読困難な箇所があるが、可能な範囲で全文（著者らが和訳したもの）をここに紹介する。

連合国軍最高司令官総司令部
軍事郵便局五〇〇
ハーバート G・シェンク／WCH（水産部長名?）／オリバー L・オースチンJr
陸軍参謀総長（THE CHIEF OF STAFF）に宛てた覚書
I、問題（THE PROBLEM） 連合国軍軍人による狩猟法

違反を防ぐこと。

II、事実（FACTS）（以下、判読困難）

a、村田安太郎氏から最高司令官宛てに送られてきた文書、その文書は連合国軍翻訳通訳部（ATIS）を経て天然資源局（NR）から転送されてきたものであるが、その文書は連合国軍軍人による鴨網猟のための禁猟区における違反行為に注意を促してきた（Tab A）。

b、この件について農林省から天然資源局に文書で公式に問い合わせてきた。農林省は鴨網猟組合からと同様に石川県知事からも中立てを受け取った（Tab B）。

c、鴨網猟禁猟区における狩猟は一九四八年九月二七日、司令部及び第八軍回覧文書六五の九節によって禁止されている（Tab C）。この禁猟区は一九四八年九月一八日付の天然資源局予備調査第二八により〝禁猟区〟リストに入れる前に石川軍政部によって（この前後、判読困難な箇所があり文意不明）（Tab D）。

d、再発を防ぐため、すべての軍政部に対して予備調査第二八を公表し、禁猟区を具体的に示した（Tab E）。

e、一九四九年九月一四日付の三回目の訴えは直接、天然資源局に対して行なわれ、前回の訴えより詳細かつ具体的に挙げたものだった（Tab F）。

f、当該禁猟区を管理する鴨網猟組合の組合長である村田氏が一九四九年一〇月二二日、天然資源局に出頭した。彼は、ウォーカー将軍がシーズン開始の一九四九年一一月一日に再び撃ちに来るというので、鴨池が同将軍のために荒らされないよう、ちょうど石川県を通じて届け出たところだった。（ウォーカー将軍が来るという）伝言を持ってきた警察は、その指示は〝天皇の命令〟に等しく、この局面においても彼（ウォーカー将軍）は日本の法律に基づくことはしないだろうと付け加えた。

III、議論（DISCUSSION）

a、高級将校による占領支配の緩みはSCAPが日本で打ち立てようとする法秩序の指針に（以下、判読困難な箇所があるが「指針に反する」との文意か）

（一）（判読困難な箇所があるが「高級将校のそうした行為は連合国軍全体の規律の緩みを招く」との文意か）

（二）（判読困難な箇所があるが「SCAPは日本において野生生物資源の良好な管理計画を打ち立てる」との文意か）

b、（判読困難な箇所が多く、文意不明）

IV、結論（CONCLUSION）

a、「SCAP」「日本社会全体に法の尊重を植え付ける」「そのような狩猟法違反」「停止」などの語句や文節が読み取れるが、判読困難な箇所が多く、全体の文意は不明。

V、勧告（RECOMMENDATION）

a、狩猟法に対する厳格な順守の必要性について連合国軍全員に配慮させる。

HUBERT G.SCHENCK（ハーバート・G・シェンク）
Lt.Col（陸軍中佐）　CE（？）
Chief, Natural Resources Section（天然資源局長）

村田安太郎の直訴を示す部分は「II、事実」のf項に「Mr.Murata(中略)reported orally to NR on 21 October 1949」

と記されている。「NR」は天然資源局（Natural Resources Section）の略である。一〇月二一日といえば、一九四九（昭和二四）年の坂網猟期が始まった直後であり、進駐軍による銃猟が繰り返された前シーズンの轍を踏むことになれば鴨池は村田安太郎の言葉を借りれば「廃墟ノ外ナシ」の危機にあった。そのようなタイミングでの直訴であった。

ところで、この文書はGHQ天然資源局長のシェンク中佐から米陸軍参謀総長に宛てた覚書であるが、実質的な発信者は冒頭にイニシャルで示された三人のうちの「OLAJr」つまりオースチン博士である。同一マイクロフィッシュに収められた文書一覧表には、この文書番号「二八」の項に「Memo for C／S(陸軍参謀総長宛覚書)」「(From) Austin(オースチン発)」「(Subject) Prevent Violations of Hunting Laws(狩猟法違反の防止について)」と明記されている。文書の構成が「I、問題」「II、事実」「III、議論」「IV、結論」「V、勧告」というように理路整然と組み立てられているのはいかにも研究者らしい。

冒頭の「I、問題」が端的に示しているように、オースチン博士ら天然資源局側は連合国軍軍人の狩猟法違反を看過できない問題であると認識していた。また「II、事実」には、ウォーカー将軍による銃猟事件があった後の経過（表③）を明記している。

表③　GHQ天然資源局長から米陸軍参謀総長に宛てた覚書の主な内容

「II」各項	内容
a	村田安太郎がマッカーサー元帥に書簡を送り、鴨網猟のための禁猟区における連合国軍軍人の違法行為の停止を求めた。
b	捕鴨組合及び石川県知事の指摘を受けて農林省がGHQ天然資源局に公式に問い合わせた。
c	石川軍政部や米第八軍は鴨池が銃猟禁止区域であることを知っていた。
d	天然資源局は再発を防ぐため禁猟区リストの周知徹底を図った。
e	三回目の訴えが一九四九（昭和二四）年九月一四日付で天然資源局にあり、銃猟事件の詳細な内容を知らせてきた。
f	一九四九（昭和二四）年一〇月二一日に村田安太郎が天然資源局に出頭してきた。

(五) GHQ参謀一部の関与を示す文書

村田安太郎が天然資源局に出頭したのは一九四九（昭和二四）年一〇月二一日だが、その直後の動きを示す文書がある。「石川県江沼郡Kata（片野を指すと思われる）保護区における銃猟禁止の中立て」の標題がついており、一九四九年一〇月二八日の日付がある。F.B.ハリソン中佐の名前が見え、GHQ参謀一部から米陸軍参謀総長に宛てたものである。銃猟事件の大詰めに近い時期の資料と思われるので全文（著者らが和訳したもの）を紹介する。

F.B.ハリソン中佐

石川県江沼郡Kata（片野）保護区における銃猟禁止の中立て

G－1　　C／S　　一九四九年一〇月二八日

一、陸軍参謀総長に宛てた文書の中で、天然資源局は石川県の鴨網区域での狩猟は日本の狩猟法に違反すると注意を喚起した（Tab G）。

二、一九四七年五月一四日付FECの回覧文書五一の一三節（Tab H）は「指揮官は地域の狩猟ルールに従わなければならない」

また「地域住民の主要な食料となっているような獲物を獲ることは認められない」と定めている。

三、天然資源局文書の根拠となっているのは石川県民からの申立て（Tab F）と村田氏（Mr. Yasutaro）から連合国軍最高司令官宛ての手紙（Tab A）である。この件では農林省から天然資源局へ照会してきている（Tab B）。それによれば、この地域では一九四八～四九年の猟期に狩猟され、かなりの狩猟者が一九四九～五〇年猟期にも狩猟したい意向であると述べている。その上、地元の人々はこの鴨池を借り上げ、そこに生活を依存している。三〇〇年にわたって維持してきた伝統ある坂網猟は地元民の誇りでもある。

四、一九四九年九月一三日のFEC回覧文書二三の二節（Tab I）では、連合国軍の軍人と日本国民との関係は合衆国軍人と合衆国国民との関係に等しいものがあると述べている…（この前後、判読困難）…この回覧ではまた、民主主義の理念を熟考し、不要な軍事統制を排除したいとする日本人への友好的関心と指導に言及している。

五、参謀一部は第八軍司令官への提案文書を用意し、このような違法行為の反復を防止するために必要な措置をとることを指示しようとしている。

六、提案文書（Tab J）を第八軍司令官に送付することを承認するよう勧める。本件には高官が関わっていることから、この提案文書には米陸軍参謀総長が署名する必要がある。そうしなければ実効が伴わない。

添付文書一〇件

Tab A－ATISが翻訳した書簡
Tab B－鳥獣調査室長からの書簡、翻訳
Tab C－第八軍回覧文書六五、四八年九月二七日
Tab D－NRS調査書No.二八　一九四九
Tab E－NRS調査書No.二八　一九四九　追加
Tab F－捕鴨組合長からの書簡
Tab G－NRSからC/S（陸軍参謀総長）宛てのメモ
Tab H－FEC（連合国極東委員会）回覧文書五一、四七年五月一四日
Tab I－FEC回覧文書二三、四七年九月一三日
Tab J－第八軍宛書簡

また右記文書の後には、一九四九（昭和二四）年一一月三日付で、参謀一部から天然資源局へ宛てたF・B・ハリソン中佐名のもう一通の文書が続いている。その内容は「第八軍は、陸軍参謀総長の指揮により、一九四八（昭和二三）年九月二七日付第八軍回覧文書六五の九二節の通り、狩猟法違反に関して電話で通告された」とある。

参謀一部が陸軍参謀総長の了解のもとに、第八軍トップであったウォーカー中将の狩猟法違反を戒めたのである。電話で知らせたのは、もし文書で通告すればウォーカー中将に対して何らかの処罰が避けられなくなることを考慮し、口頭による穏便な処置にとどめたものと思われる。

三　若干の考察と今後の課題

伝統的な坂網猟だけが行なわれ、野鳥と地域住民が共存してきた

片野鴨池で、銃を用いた狩猟が公然と行なわれたのは、第二次世界大戦後に進駐軍が引き起こしたこの銃猟事件だけと言われている。三〇〇年に及ぶ歴史の中で、鴨池の生態系管理が鋭く試された事件と考えて良いだろう。ここで、この事件の持ついくつかの側面を考察しておきたい。

（一）捕鴨組合の基本的性格について

捕鴨組合は鴨池周辺の坂場で鴨を捕る坂網猟師を構成員とする協同組合だが、その基本的役割は坂網猟の運営と維持である。鴨池の草刈りを行い、池の水位を管理し、周辺山林の間伐や補植など鴨池とその周辺の環境保全を担当することで、結果的に鴨池の生態系を保全してきた。もちろん捕獲した鴨を食用にし、または販売して収入を得ているが、単に鴨を捕るだけではなく、長期にわたり安定して捕獲するために努力すること、つまり持続可能な猟の実現努力もまた捕鴨組合の役割なのである。

このような設定の下で起きた銃猟事件は、捕鴨組合の生態系管理能力を試すことになった。当然捕鴨組合は、それを食い止めるために全力を傾注した。銃猟事件に対する捕鴨組合の動きは、そのことを象徴的に示している。この点では、戦前の陸軍演習を含めて、鴨池の生態系をおびやかす重大な局面に毅然として対処してきた捕鴨組合の基本的なスタンス、存在意義を正しく評価すべきである。

さらに、この事件は従来、捕鴨組合長村田安太郎のGHQに対する直訴だけがクローズアップされ、また関係者の間で語られてきた。もちろんそのこと自体を否定するのではない。しかし一個人の活躍が問題ないし危機を解決したとする言説は、時に他の関係者の地道な努力までを消去しがちである。今回のGHQ文書の記録から明らかなように、捕鴨組合として組織的に対処していた事実を見過ごしてはなるまい。また、村田安太郎のGHQ直訴に至るまでには、石川、福井各軍政部や石川県に銃猟停止を求めて何度か働き掛けている。行政システムの段階に沿って手順を踏んだ交渉があったと見ていいだろう。短絡的な直訴ではなく、むしろ冷静な交渉を積み重ねることができた当時の捕鴨組合に象徴されるこの地域の「地域力」こそ、この猟銃事件の本当の姿ではないか。

（二）銃猟の「二重の公然性」について

進駐軍による銃猟が「公然」と行なわれたのは二重の意味であることにも留意しておきたい。第一に、GHQ文書の「鴨池における狩猟記録」で明らかなように、ウォーカー中将やスイング少将など進駐軍首脳が狩猟のために来訪することは事前に通告され、鴨池周辺で日本側の警察（注四）を動員した立ち入り規制、交通規制が行なわれた点である。第二は、進駐軍側に鴨池でのこうした狩猟が日本の狩猟法に違反するとの認識があったことである。村田安太郎の出頭を記したGHQ文書の「II、事実」のc項をみれば、それは明らかである。

こうした事実は、この銃猟事件が偶発的なものではなく、占領地における占領軍の権力行使の一端であったことを物語っていよう。

（三）事件収拾過程の広範な関与について

この事件の収拾にあたっては、従来指摘されている捕鴨組合長村田安太郎とGHQ天然資源局野生生物課長オースチン博士の二人以

外にも、かなり広い範囲にわたる大掛かりな努力があった。今回、GHQ文書から確認された関係機関は捕鴨組合のほか石川軍政部、福井軍政部、石川県農林部、石川県知事、農林省、GHQ天然資源局、GHQ参謀一部、米陸軍参謀総長などである。ただ、村田安太郎はマッカーサー元帥に書簡を送ったが、同元帥が直接これを見たかどうかは不明である。

広範な関与の中で、特にGHQでは担当の天然資源局のほかに参謀一部の関与が注目される。GHQには天然資源局や民政局、経済科学局のような行政部門を担った幕僚部（Special Staff Section）のほかに軍事面で最高司令官を補佐する参謀部(General Staff Section)があり、四部で構成されていた。うち参謀一部は総務・人事部門を担当した。この事件の場合、問題は第八軍司令官ウォーカー中将の狩猟が単なる趣味の範囲にとどまらず、占領軍の権力を公然と行使することで、かえって円滑な占領統治の阻害になりかねない要因を含んでいたことである。参謀一部及び米陸軍参謀総長はこうした懸念から事件の早期収拾に動かざるをえなかったものと思われ、このことは次の点にも深く関わってくる。

(四) 戦後占領史の一断面を刻む事件

進駐軍による銃猟事件は、片野鴨池の歴史上、特筆されるだけでなく、わが国の戦後占領史にとっても特異な事例ではなかろうか。地域住民が進駐軍の不法を訴え、GHQが当該行為を差し止めたケースは全国的に見ても稀有なことと思われるからである。

この事件は進駐軍にとって決してローカルな問題ではなかった。GHQ天然資源局長から米陸軍参謀総長に宛てた先の文書がそのことを雄弁に物語っていよう。連合国軍首脳の違法な狩猟を放置しておけば軍規全般が緩むだけでなく、日本の完全な法治国家としての再出発に水を差し、ひいては連合国軍による日本の占領統治そのものが綻びかねないとの危惧がGHQにあったとみていい。片野鴨池の銃猟事件にGHQ参謀一部及び米陸軍参謀総長が関与した理由はここにあると思われる。

(五) 残る課題

二〇〇三年の調査では、村田安太郎の自筆メモやマッカーサー宛書簡、鴨池での詳細な狩猟記録などから進駐軍の銃猟の実態を解明した。

引き続き二〇〇四年の調査では事件の後半に当たる収拾過程の概要が判明した。従って、この事件の全体像はほぼ明らかにできたように思う。ただ、①福井から最初に進駐軍兵士が鴨池に来たのは一九四七（昭和二二）年ではないかと思われる②村田安太郎が上京したのは自筆メモによれば二回であり、もう一回はいつだったのか③英語で書かれた看板が鴨池のほとりに立てられ、以後銃猟が停止されたと伝えられているが、その経緯についてーの諸点、つまり事件の発端と最終章が未解明である。今後も調査を継続したい。

四　結　論

本報告では、第二次世界大戦後に鴨池で起きた進駐軍による銃猟事件を関係者への聞き取りとGHQ文書から再検討し、銃猟の実態並びに捕鴨組合とGHQとの交渉経過を明らかにした。当時の捕鴨組合長村田安太郎をはじめとする関係者が鴨池という地域生態系管

理や地域統治の正当性を守るために、行政システムの手順を踏んでGHQと交渉したとする解釈が望ましいと考えられる。現在まで、ともすれば捕鴨組合長村田安太郎のGHQに対する直訴だけが強調され、また地域でもそう語られてきた。そのこと自体を誤りとするのではないが、一個人の活躍がこの銃猟事件の全てを解決しているのではない。多くの関係者の努力まで消去しがちな危険性を指摘しておきたい。

最後に、このように地域が外部からのいわば開発圧力に対して、どのように対応したかということは、半世紀以前の状況と差異はあるにしろ、二十一世紀の今日でも地域の自律の視点からは大いに参考にすべき事例だと思われる。

（注一）戦前、金沢駐屯の陸軍第九師団が行った江沼郡の海岸地帯での秋季大演習は実弾を使わないとはいえ、空砲や模擬弾、発煙筒を使用する点で音に極めて敏感なガン・カモ類の脅威となった。このため、当時の江沼郡捕鴨業組合は明治一七年以降、鴨池周辺での発火演習を控えるよう第九師団長に請願し、そのつど受け入れられた。この件については、牧野隆信氏が著書「歴史探究－加賀・江沼」中の「片野の鴨猟」で詳しく触れている。

（注二）講和条約による日本の独立後、日本政府の要請でGHQ文書の返還交渉が行なわれ、米国公文書館に保管されていた膨大な量の関係文書をコピーし、マイクロフィッシュの形で返還された。国立国会図書館に所蔵されている。

（注三）村田メモに引用された朱子語類の当該部分は、一般的には「陽気発するところ金石また透る」「精神一到何事か成らざらん」である。あえて「精神」を「誠心」としたところに格別の心情が汲み取れる。

（注四）当時は国家警察と地方警察に分かれていたが、GHQ文書から、進駐軍首脳の狩猟に伴う警戒態勢には国家、地方双方の警察官が配置されたことがうかがえる。

表④　片野鴨池における進駐軍銃猟事件関連年表

昭和二一年（一九四六）	九月	・GHQ天然資源局（NRS）野生生物課長としてオースチン博士来日（出典は林野庁編集「鳥獣行政のあゆみ」） ・この年、村田安太郎、捕鴨組合長に就任（出典は加賀市片野鴨池坂網猟保存会編「片野鴨池と坂網猟ガイドブック」）
昭和二三年（一九四八）	九月一五日	・米第八軍司令官ウォーカー中将、横浜の司令部に着任（出典は連絡調整横浜事務局執務報告書、以下Y）
	一一月一一日	・進駐軍将校と思われる二人ら計四人が鴨池で狩猟、ガンとカモ計一〇羽捕獲（出典はGHQ文書、以下G）
	一二月二一日	・スイング将軍他八人が狩猟、二五羽以上捕獲。来訪は前もって福井軍政部から通知（G）
昭和二四年（一九四九）	一月一〇日	・ウォーカー将軍他九人が狩猟、一一羽捕獲（G）
	一月一四日	・村田組合長、マッカーサー司令官宛てに坂網猟の継続を求める書簡を送付。一一人が署名、返信用の五円切手同封（G） ・前項の書簡によるとこの日までに村田組合長、福井と金沢の軍政部に銃猟停止を要請（G）
	一月二九日	・スイング少将帰国（Y）
	二月二四日	・ウォーカー将軍の来場を控え、鴨池周辺道路の通行規制開始、三月一日まで実施（G）
	二月二四日	・ウォーカー中将はこの日の夜、横浜出発、大阪、京都及び石川県方面の査閲を行ない、長野方面経由、帰浜（Y）

二月二八日	・ウォーカー将軍他八人が狩猟、計七羽を持ち去ったほか、池周辺の山中に被弾落下した鳥多数を放棄（G）
五月五日	・この日までに石川県知事から天然資源局に銃猟停止を求める書簡（G） ・農林省の「鳥獣調査室長」が英文の掲示板設置を提案（G）
九月一四日	・捕鴨組合、GHQ天然資源局に詳細な申立て書を送付（G）
一〇月二一日	・村田安太郎、上京しGHQ天然資源局に直訴（G）
一〇月二八日	・GHQ内で天然資源局の他、新たに参謀一部が乗り出し、事態収拾へ動き出す。参謀一部が第八軍司令官宛て文書に陸軍参謀総長の署名が必要との認識を示す（G）
一一月三日	・米陸軍参謀総長の指揮により狩猟法違反に関して第八軍に電話で通告（G）
昭和二五年（一九五〇）七月一三日	・ウォーカー中将、朝鮮戦争激化に伴い米韓国派遣軍地上部隊司令官に任ぜられ、即日赴任（Y）
一二月二三日	・ウォーカー中将、朝鮮戦線で戦死（Y）

参考文献

「石川県指定文化財　片野鴨池と坂網猟　ガイドブック」加賀市片野鴨池坂網猟保存会編集発行、二〇〇一年七月。

「片野鴨池の生態系管理の歴史的変遷に関する分析」敷田麻実・森重昌之・田島愛子・大畑孝二著、江沼地方史研究会「えぬのくに」第四八号、二〇〇三年。

「横浜市史Ⅱ資料編一　連合軍の横浜占領」横浜市総務局市史編集室編集、横浜市発行、一九八九年。

「鳥獣行政のあゆみ」林野庁編集、一九六九年、（財）林野弘済会発行。

「片野の鴨猟」牧野隆信著、『歴史探究―加賀・江沼』第一七章、一九九四年、橋本確文堂。

「鴨猟と坂網の民俗」見附裕史著、『開館一〇周年記念誌　加賀市鴨池観察館』二四～二九頁、加賀市教育委員会編、一九九五年

「愛鳥譜」黒田長久著、二〇〇二年五月、世界文化社。



伝統的な坂網猟の装束をまとった村田安太郎＝一九四九年、片野鴨池のほとりで二男豊氏撮影